

新たな防火規制 富士見台三・四丁目環八南地区

告示・施行

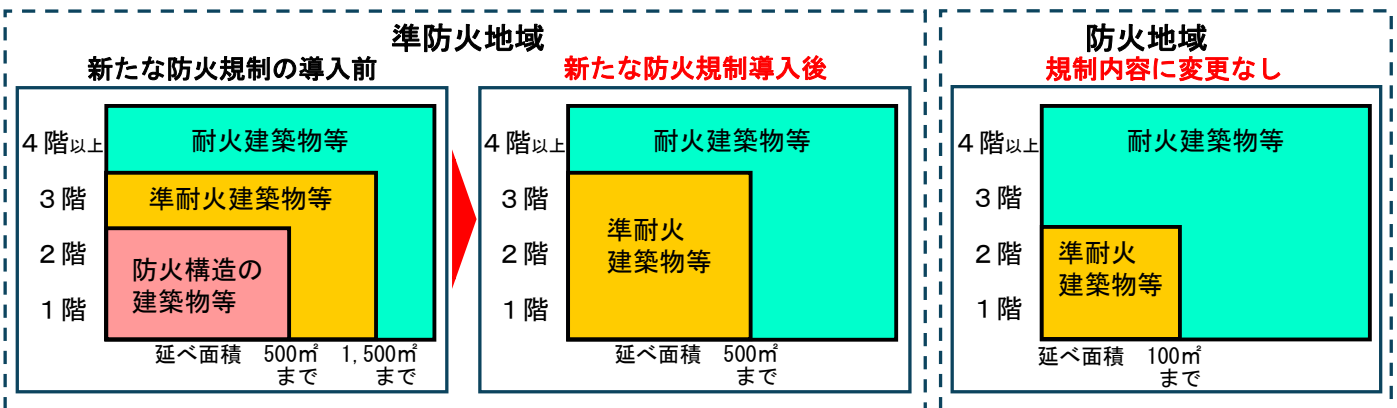
告示 令和5年8月16日 東京都告示第916号

施行 令和5年11月1日

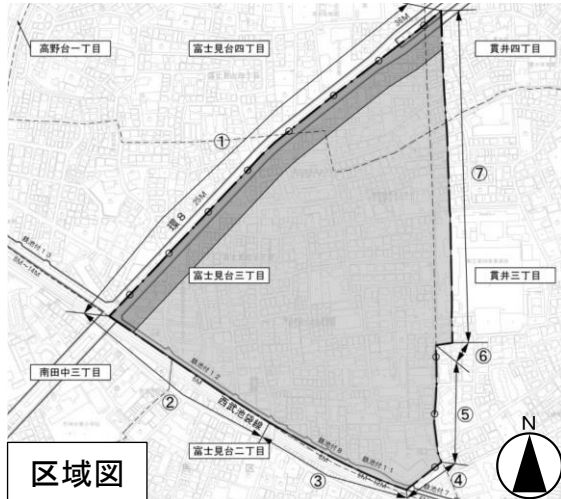
※この規制は、建築行為（工事着手）を行う際に適用されます。

新たな防火規制とは

新たな防火規制とは、建替えや新築等に合わせて、燃えにくい建物の割合を増やし、地区全体の不燃性を向上させるためのルールです。区域図に示した準防火地域においては、原則として、準耐火建築物以上の耐火性能をもった建物（準耐火建築物等または耐火建築物等）とすることが求められます。防火地域については、規制内容に変更はありません。



※建築物の規制の内容については、建築審査課までお問合せください。



図の番号	境界線の種類	備考
①	道路の中心線	主要地方道 311 号線
②	道路の南側の境界線	練馬一般区道 11-542 号線
③	道路の南側の境界線	練馬一般区道 11-185 号線
④	道路の中心線	練馬一般区道 11-186 号線
⑤	道路の中心線	練馬主要区道 2 号線
⑥	道路の中心線	練馬一般区道 11-159 号線
⑦	用途地域の境界線	第一種低層住居専用地域（容積率 10 分の 10）と 第一種中高層住居専用地域（容積率 10 分の 20）

凡 例	
	新たな防火規制指定区域
	町丁目界
	道路中心
	防火地域
	準防火地域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を背景図として使用して作成したものである。（承認番号）MMT利許第04-120号、令和4年5月2日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1都市施設情報（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）4都市基街都第23号、令和4年4月19日

建物の除却・建替え助成制度

昭和56年（1981年）5月以前の構造基準（旧耐震基準）で建築された耐震性が不足している建物に対して、建替え工事費用、除却工事費用の助成制度がありますので、ぜひご活用ください。

※諸条件がありますので、詳細については防災まちづくり課耐震化促進係へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 練馬区 都市整備部／建築・開発担当部

新たな防火規制区域の指定について：防災まちづくり課 防災まちづくり担当係 TEL：03-5984-1429（直通）
建物の除却・建替え助成制度について：防災まちづくり課 耐震化促進係 TEL：03-5984-1938（直通）
新たな防火規制の内容について：建築審査課 建築審査係 TEL：03-5984-1299（直通）